

1. 能登半島地震への対応について

文化財の被害状況

※3月11日(月)現在

第5期第3回博物館部会
資料1-1(文化庁)



区分	被害件数	参考：熊本地震の被害件数(熊本県)
国宝・重要文化財(建造物) (都道府県別)	57件 (指定総数：107件) 石川県32件、富山県13件、新潟県6件、その他6件	12件(登録総数：32件)
登録有形文化財(建造物) (都道府県別)	158件 (登録総数：1,004件) 石川県52件、富山県48件、新潟県56件、その他2件	56件(登録総数：194件)
その他国指定等文化財 (都道府県別)	62件 石川県34件、富山県13件、新潟県12件、その他1件	32件
地方指定・登録文化財 (都道府県別)	120件 石川県46件、富山県50件、新潟県22件、その他2件	255件
合計	397件	※被害額は約936億 355件 ^円 (うち熊本城約634億円)
文化施設 (都道府県別)	125件 石川県70件、富山県15件、新潟県35件、その他5件	37件

【参考】石川県の豊かな文化資源

重要無形文化財各個認定保持者 (いわゆる 人間国宝)	9名(全国最多) ※工芸技術分野	●髹漆(輪島市) ●彫金 ●釉裏金彩 ●蒔絵 ●沈金(輪島市) ●木工芸 ●銅鑼 ●友禅
国立工芸館	2020年に金沢市に開館	
重要伝統的建造物群保存地区	8地区(全国最多)	●輪島市 ●金沢市 ●加賀市 ●白山市
日本遺産	3件	●キリコ祭り(輪島市、珠洲市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町) ●珠玉(小松市) ●北前船(輪島市、志賀町、小松市、加賀市、金沢市、白山市)
ユネスコ無形文化遺産	4件	●奥能登のあえのこと(珠洲市、輪島市、能登町、穴水町) ●能登のアマメハギ(「来訪神：仮面・仮装の神々」：輪島市、能登町) ●青柏祭の曳山行事(「山・鉾・屋台行事」：七尾市) ●縁付金箔製造(「伝統建築工匠の技」：金沢市)

- 文化庁（主に国指定文化財）と（独）国立文化財機構（主に国指定以外の文化財）が連携して対応。

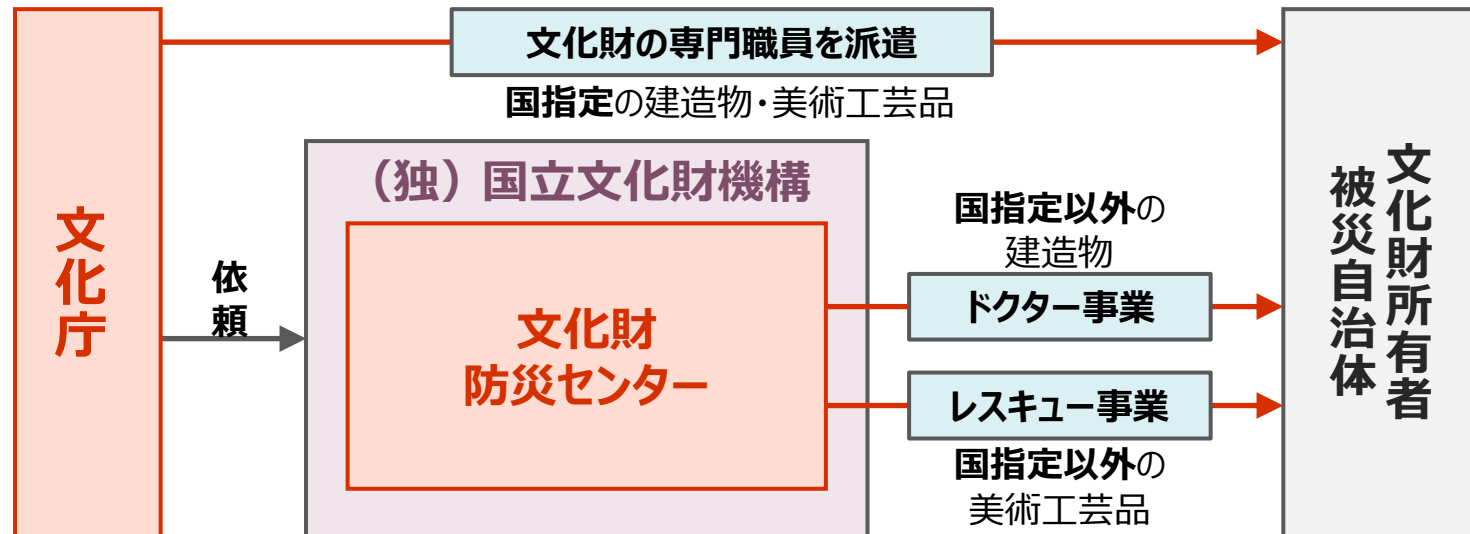
●現地調査等を順次開始

1/12 金沢城、1/19 富山県（富山市、高岡市）、1/23,24 富山県（高岡市、南砺市）、
1/30,31新潟県（新潟市、長岡市）、2/1,2 輪島市、2/8 七尾市・中能登町、
2/9 七尾市(能登文化財保護連絡協議会)、2/13 富山県（高岡市）、
2/13 石川県(被災文化財等救援委員会・被災建造物復旧支援委員会)、2/14 能登町、
2/16 金沢市（文化財レスキュー支援団体会議）、2/19 輪島市、加賀市ほか、
2/20 新潟県（新潟市）、2/22 輪島市、富山県（富山市、氷見市、射水市ほか）新潟県（新潟市）
2/27 輪島市、2/27～29 新潟県（佐渡市）、2/29～3/1 金沢市、3/5,6,9 輪島市、
3/11 七尾市、白山市、3/11の週 金沢市（重要無形文化財「輪島塗」支援PT）他〔その他調整中〕



2/13 被災文化財等救援委員会・被災建造物復旧支援委員会 第1回合同委員会（石川県）

- 文化庁の専門職員を派遣
- 文化財ドクター派遣事業：建造物の応急措置への技術支援
- 文化財レスキュー事業：美術工芸品等の破棄・散逸を防止



- 文化施設の復旧に向けた相談窓口を文化庁に設置

被災した文化施設の復旧に向けた相談窓口の開設

- **対象**：被災した文化施設（博物館、美術館、水族館、劇場・音楽堂等）の復旧に関すること。設置者は法人・個人を問いません。
- **内容**：損傷した施設、所蔵品等の復旧について
復旧のための支援や補助について
再発防止や復旧後の運営について 等

お問い合わせは、文化施設から直接等、どなたからでも結構です。些細なことでも構いませんので、お困りのことがございましたら、お声がけください。

相談先：文化庁 企画調整課 博物館振興室 災害復旧相談担当
担当者：荒川、堀内、中尾、山口
電話：03-6734-3104（直通）
電子メール：museum@mext.go.jp
住所：東京都千代田区霞が関三丁目2-2

公立社会教育施設の災害復旧事業

概要

激甚災害（本激）により被災した、特定地方公共団体の設置する公立社会教育施設（公立社会体育施設・文化施設を含む）の施設・整備等の復旧に要する工事費等に対し、国がその3分の2を補助。（激甚法第16条に基づく補助）

公立社会教育施設災害復旧費補助金

【補助対象地域】

- ① 激甚災害（本激）により被害を受けた
- ② 特定地方公共団体※（都道府県・市町村）が設置する社会教育施設 ※例年2月～3月頃の指定

【補助対象施設】

（ 公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール、博物館、青年の家、視聴覚センター、婦人教育会館、少年自然の家、地域改善対策集会所、柔剣道場、文化施設、相撲場、漕艇場、生涯学習センター
その他、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設

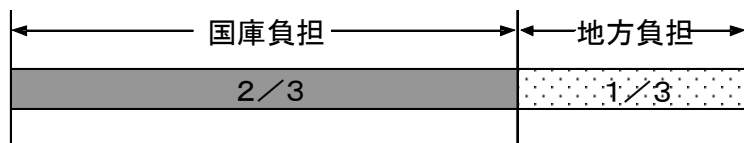
に係る

（ 建物（電気、ガス等の付帯設備を含む）、建物以外の工作物（土地に固着している建物以外の工作物）、土地（敷地、野外運動場等）、設備（教材、教具、机・椅子等の備品）

【補助率】

復旧に要する経費の3分の2

（公立社会教育施設の復旧に係る国と地方自治体の負担割合）



能登半島地震における「のとじま臨海公園水族館」への支援（日本動物園水族館協会）

文化審議会第5期博物館部会（第3回）2024/03/25

日本動物園水族館協会（以下、JAZA）は、正会員140園館（動物園89、水族館51）から構成される公益社団法人です。執行機関として安全対策委員会（安全対策部、災害対策部、感染症対策部より構成）が設置されています。災害対策部は、2011年東日本大震災、2016年熊本地震での経験を踏まえ、平時から発災に備えたリスク管理と発災時の対応を準備しています。これは会員相互の理解と協力に基づく共益的な活動であり、社団法人として重要なものと位置づけられます。今年1月1日の能登半島地震では、動物の緊急避難等を行いましたので、以下に概要を記します。

1. 発災直後の情報収集と共有、支援体制構築

1月1日、地震発生直後から北陸エリアにある動物園水族館の被災状況に係る情報収集を開始、翌2日、のとじま水族館が甚大な被災を受けたことを確認した。収集した被害情報を会員園館に通知すると共に今後の支援を呼びかけた。また同日、JAZA 災害対策部と事務局で、のとじま水族館支援体制を構築し、災害対策部が中心となって被災館や会員園館等と連絡を取り合い、以下の取組みを開始した。

2. 災害対策部員による現地調査

水族館の通信手段が限定され断片的情報しか入手できない状況下で、直接現地に赴き被災状況の把握と情報整理による具体的な支援策を構築するため、発災5日後の1月6日、災害対策部員2名が、JAZA 副会長、いしかわ動物園長と共に訪問し視察ヒアリングを実施した。

各施設で水道管破裂、ポンプ室浸水、天井崩落などがみられ、電気供給あるものの上水道は断水、取水ポンプ稼働により飼育生物に最低限の自然海水供給程度しかできないため、時間経過により動物の飼育状況が悪化していくことが懸念された。

3. 救援物資の提供

災害対策部員訪問時には、職員用の非常用食料と飲料水、飼育用酸素ポンペを搬入した。また、1月31日、水族館からの要請により、給水用ホース2種（水槽の水循環と水底掃除のため）と水槽加温用ヒーター（100V）とサーモコントローラー（温暖域の生物をまとめて加温水槽に集約・飼育するため）を搬入した。

4. 動物の緊急避難移動

1月3日、のとじま水族館から動物預かりの支援要請があり、災害対策部が水族館部や各園館長と連携し、受入れ先と輸送方法、時期などを調整しながら移動を実施、下記動物の緊急避難が2月5日までに完了した。なお、これは一般社団法人日本水族館協会との連携協力により実施したもの。

コツメカワウソ2、ゴマフアザラシ3、カマイルカ12、カリフォルニアアシカ2、マゼランペンギン26、フンボルトペンギン10、アオウミガメ6、アカウミガメ1、アカウミガメとタイマイの交雑1、9種（哺乳類4種、鳥類2種、爬虫類3種）63点＋フンボルトペンギン有精卵2個

この動物の緊急避難は、被災動物のQOL維持、被災園館の復旧とその後の動物復帰のため行うものとして実施した。

5. 見舞金の受付け

のとじま水族館を支援するため、1月16日からJAZA 会員園館での募金箱設置や見舞金振込み等による受付けを開始した。



公益社団法人 日本動物園水族館協会
JAPANESE ASSOCIATION OF ZOOS AND AQUARIUMS

【文化審議会第5期博物館部会（第3回）】 2024/03/25

能登半島地震における 「のとじま臨海公園水族館」への支援

安全対策委員会 委員長 辻本恒徳

日本動物園水族館協会 JAZA 概要

設置目的（定款）

この法人は、動物園、水族館事業の発展振興を図ることにより、文化の発展と科学技術の振興並びに自然環境の保護保全に貢献し、もって人と自然が共生する社会の実現に寄与することを目的とする

組 織 動物園89 水族館51 計140園館（2024年1月23日現在）

総 裁 秋篠宮皇嗣殿下

執行機関 理事会（会長以下理事17名）

総務委員会、教育普及委員会、**安全対策委員会**、
生物多様生委員会、調査研究委員会、地域委員会、

広報戦略室（広報戦略会議） / 事務局

監査機関 監事2名 諮問機関 顧問3名、会友101名

安全対策委員会

構成 ①安全対策部 施設利用者および職員の事故防止 等
 ②災害対策部 災害対策と施設、動物の救援救護 等
 ③感染症対策部 利用者および職員、動物の衛生対策 等

平時【リスク管理】

予想される事態に対する事前準備や予防対策、情報発信等

非常時【危機管理】

迅速な情報収集と共有、情報発信、
 各事案に対する協会としての対応、
 各事案の条件・状況等を考慮した活動

災害対策部

- (1) 正会員所属園館・野生動物飼育施設の災害対策と救援救護
- (2) 飼育下野生動物・野生動物の救護
- (3) 関係機関との連絡調整 など

※ 2011年東日本大震災、2016年熊本地震での経験を踏まえ、
 平時から発災に備えたりリスク管理と発災時の対応を準備
 ⇒自治体等の公的支援が届く前の迅速な救援、専門的な支援

※ これは会員相互の理解と協力に基づく共益的な活動であり、
 社団法人として重要なもの

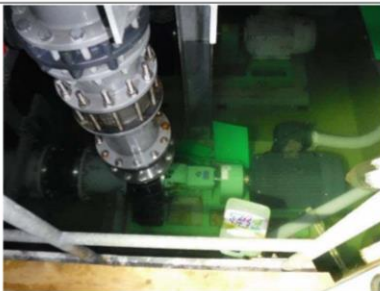
1. 発災直後の情報収集（1月1日～2日）

- ・ 1月1日、地震発生直後から北陸エリアにある動物園水族館の被災状況に係る情報収集を開始【メール、ライン、電話】
- ・ 翌2日、のどじま水族館が甚大な被災を受けたことを確認

- ・ 発災直後から電気の供給あり、上水道は断水状態。
- ・ 取水ポンプ稼働のため飼育生物に最低限の自然海水は供給（加温なし）
- ・ 館内様々な施設で水道管破裂、ポンプ室浸水、天井崩落など多数あり
- ・ 館内各所で建物の損害や地面の陥没亀裂あり、危険な状態が続いている
- ・ 余震あるため建物内に入り状況把握することも困難な状況
- ・ 事務所機能も停止に近い状態。（固定電話も公式メールも不通）
- ・ 職員は自宅または避難所におり、衣食住はなんとか確保されている



ジンペエザメ水槽
濁りの状況



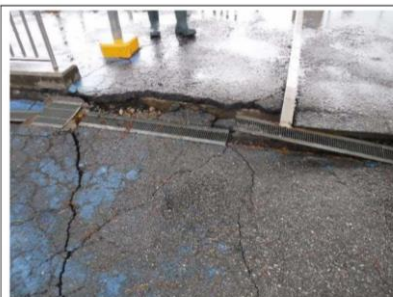
ジンペエザメ水槽用ポンプ
浸水状況



イルカプール循環配管破断箇所



本館1階観覧通路天井崩落



イルカたちの楽園付近路面陥没



重油タンク周囲の沈下

1-2. 発災翌日(1月2日)の情報収集と共有、支援体制構築

- ①のとじま水族館における甚大な被害情報を会員園館に通知
- ②今後の予想される支援を呼びかけ
【園館長メーリングリスト】 【個別メール&電話】
- ③災害対策部と事務局で、のとじま水族館支援体制を構築
- ④災害対策部が中心となり被災館や会員園館等と連絡調整
⇒被災水族館との連絡窓口の一元化（災害対策部長）
- ⑤初期のプッシュ型支援として取組みを開始

2. 災害対策部員による現地調査 発災5日後（1月6日）

- ①現地訪問、状況視察とヒアリング
 - ・通信手段限定のため断片的情報しか入手できない状況下
 - ・直接現地に赴き被災状況の把握と情報整理 ⇒具体的支援策を構築
 - ・災害対策部員2名、JAZA副会長、いしかわ動物園長と共に訪問
- ②被災状況と見込み
 - ・各施設の水道管破裂、ポンプ室浸水、天井崩落、上水道断水、最低限の自然海水供給程度のみ ⇒水族館設備機能はほぼ停止
 - ・施設の検査～復旧の見通し立たず
 - ・時間経過により動物の飼育状況が悪化していくこと懸念

3. 救援物資の提供

- ・ 初動現地確認の際（1月6日）
職員用の非常用食料と飲料水、飼育用酸素ポンベを
災害対策部員訪問時に持参搬入
- ・ 1月31日、水族館からの要請により、
飼育管理のため必要な物品を搬入
給水用ホース2種（水槽の水循環と水底掃除のため）
水槽加温用100Vヒーター、サーモコントローラー
（温暖域の生物をまとめて加温水槽に集約・飼育）
- ・ 動物飼料等の搬入はなし（地元から入手可能）



食料・飲料水保管庫



飲料水保管状況

4. 動物の緊急避難移動

- ・ 1月3日、のとじま水族館から動物預かりの支援要請あり
⇒水族館設備機能ほぼ停止のため、時間と共に飼育環境悪化
⇒飼育生物の生存を懸念し、当初から避難候補動物リストアップ
- ・ 災害対策部が、水族館部や各園館長と連携し、複合的に連絡調整
⇒会員園館長あて、避難動物の受入れについて打診と依頼
⇒受入れ先、輸送方法と時期などを調整しながら、順次移動を実施
～2月5日までに緊急避難を完了
（一般社団法人日本水族館協会との連携協力により実施したもの。）

4-2. 動物の緊急避難移動

・移動した動物たち

コツメカワウソ 2、ゴマフアザラシ 3、カマイルカ 12、
カリフォルニアアシカ 2、マゼランペンギン 26、フンボルトペンギン 10、
アオウミガメ 6、アカウミガメ 1、アカウミガメとタイマイの交雑 1、
計 9 種（哺乳類 4 種、鳥類 2 種、爬虫類 3 種） 63 点
+ フンボルトペンギン有精卵 2 個

- ・この動物の緊急避難は、被災動物の QOL 維持のため、また被災園館の復旧とその後の動物復帰のために行った。
- ・多くの関係者の協力のもと、集中的かつ安全に実施することができた

5. 見舞金の受付け、その他

① のとじま水族館支援のため

1月16日から見舞金を受付開始
・ JAZA 会員園館での募金箱設置
・ JAZA への振込みによる受付け

② 3月13日現地訪問し打合せ実施 (災害対策部と JAZA 事務局)

- ・ 復旧への見通し
- ・ 開館までの道筋
- ・ 引き続きの支援



6. まとめ

- ・ 会員園館の理解と協力（不可欠）
⇒ 日頃からの危機管理意識の共有
- ・ 緊急的かつ複雑な状況への迅速な対応
⇒ 情報集約発信 / 後方支援 / 救援実働 ～調整
⇒ 日頃からの公的私的ネットワーク活用

【新聞見出し等から】

- 「生き物たちもちゃんと避難」
- 「全国の施設がつながり支える体制づくり」
- 「災害の経験いかして対策」
- 「園館同士のきずなで命を守る」
- 「施設の再開が地域の復興の原動力になる」



2. 学芸員の在り方について

全体の方針

<新たに求められる学芸員の資質>

- 博物館の持続的かつ発展的な経営に係る視点を持ち、利用者の満足度を高めるとともに、新たな層に働きかけることのできる人材
- 高い専門性を活かした調査研究に加え、多様な主体との連携等により新たな価値を共創できる人材
- 現代社会において期待される新たな業務（デジタル・アーカイブ化、文化観光、地域の活性化等）に対応できる人材



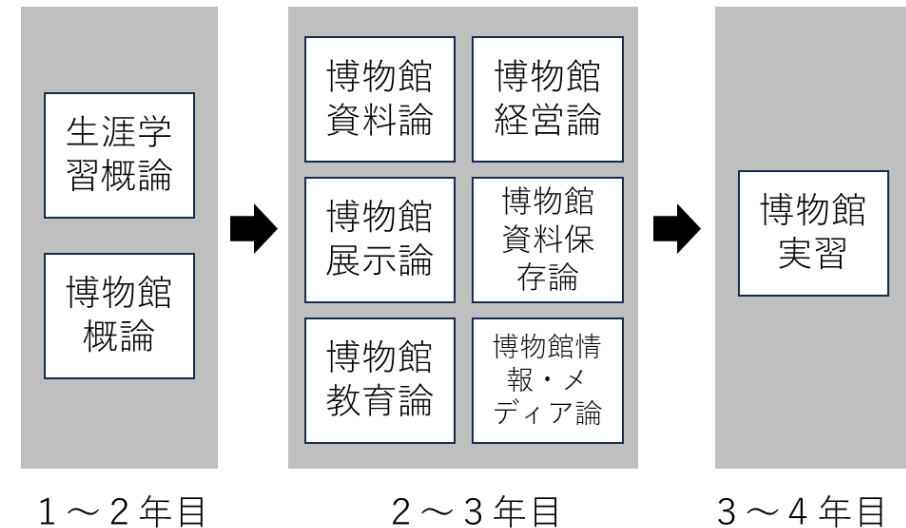
<改訂の方向性>

- 博物館の経営基盤強化につながる、経営戦略、利用者価値の向上、コレクションマネジメント等に係る記載を追加
- 博物館の活動基盤としての調査研究、多様な主体との連携、地域課題への対応、国際社会、多文化共生等に係る記載を追加
- 新しい情報メディアやデジタル・アーカイブ等の活用による魅力発信と業務の効率化・高度化を促す
- より実務的な能力育成のための館園実習の選択肢を増やす観点から、一定期間の「長期実践型館園実習」による単位認定を可能とする旨を追加

各科目の履修順序の例示

学芸員養成課程の科目のうち、概論とされる科目は初年度等に履修させ、博物館実習は学んだ内容を実地で生かす機会として最終年度に履修させることが望ましいことから、履修順序の例として右図を示した。

<履修順序の例>



実習ガイドラインの改訂

○デジタル・アーカイブ等の法改正の追加事項を盛り込んだことに加え、

博物館のインターンシップ等を活用した**長期実践型館園実習**の類型を新たに示した。

- ・長期実践型館園実習は、大学の判断により、従来の館園実習と同様に1単位以上と認定することが可能。
- ・従来型の館園実習（5～10日）との兼ね合いや一般的な博物館でのインターンの期間を考慮し、延べ80時間、10日以上で設定。大学側の留意点、博物館側の留意点についても追記。
- ・関連して、博物館以外の施設・企業等での見学実習や、就職・キャリアに関する情報提供について追記。

3. 令和6年度予算について

1. 博物館機能強化推進事業 397百万円

① Innovate MUSEUM 事業 302百万円

・ Museum DXの推進 (新規)

博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDX化に効果的に取り組む館の事業を支援し、デジタル化されたデータの活用や業務フローの効率化を図る。

・ 特色ある博物館の取組支援

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（地方創生、都市再生、人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。また令和6年度から新たに民間博物館の力を最大限に発揮した公益に資するための事業も支援する。

② 新制度におけるミュージアム応援事業 95百万円

博物館法の改正を踏まえ、(1) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、(2) 博物館活動の質を高めるための体制整備、(3) 博物館人材育成・質の向上に資する研修 等について実施。

2. 文化施設機能強化・文化観光推進プラン 1,750百万円

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことを目的とする「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく拠点計画及び地域計画の実施等のための事業について支援。

3. アートエコシステム基盤形成促進事業 62百万円

美術品の管理適正化のためのシステム開発事業 20百万円

市場に流通する美術品等の取引履歴の確保等に向けてデジタル的に捕捉する取組を進めるとともに、美術館・博物館における美術品・文化財の管理適正化（標準化）を図る。

4. 地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援 3,889百万円の内数

文化庁や国立博物館等が所蔵する地域ゆかりの文化資産を活用した地方博物館での展覧会を支援。（日本博予算の一部を活用）

※旅客税財源を活用

5. 国民文化祭を契機とした皇居三の丸尚蔵館の地方展開

8百万円

「国民文化祭」開催地の博物館・美術館等において、皇居三の丸尚蔵館収蔵品を中心とした国等有する貴重な文化財を紹介する展覧会を開催するための費用（作品輸送、保険、リーフレット印刷）等を支援。

6. 被災ミュージアム再興事業 205百万円

東日本大震災で被災した博物館資料の修理への支援

7. 国立アイヌ民族博物館の運営等 1,623百万円

令和2年7月に開館した国立アイヌ民族博物館（ウポポイ）の管理運営費を計上。年間来場者数100万人の達成を目標。アイヌ施策推進法に基づくアイヌ文化振興事業への支援。

8. 国立文化施設の機能強化・整備 21,310百万円の内数

独立行政法人国立科学博物館運営費交付金 2,855百万円

独立行政法人国立美術館運営費交付金 8,777百万円

独立行政法人国立美術館施設整備費 100百万円

独立行政法人国立文化財機構運営費交付金 9,578百万円の内数

博物館機能強化推進事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

397百万円
439百万円)



背景・課題

令和4年4月、博物館法（昭和26年法律第285号）がおよそ70年ぶりに大幅に改正され、資料のデジタル・アーカイブ化などの博物館の新たな業務が付加されるとともに、地域の活力向上のために関係機関と連携することなど、博物館の新たな役割が規定されることとなった。新たな法の趣旨を実現するためには、博物館が資料のデジタル・アーカイブ化や自身のDXの取組を積極的に進めつつ、文化芸術の価値を活かしながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野において、中核としての役割を果たす存在となる必要がある。この観点から、特に、5年間の経過措置期間（令和9年度まで）を集中期間として、博物館の資金・人材・施設等の基盤を強化し、特色ある取組を全国各地で推進する。 ※博物館には、美術館、科学館、動物園、水族館等が含まれる。

事業内容

法改正を踏まえ、博物館のデジタル・アーカイブ化の取組や地域に貢献する特色ある取組を支援するとともに、新たな制度が効果的に運用されるような基盤の整備を図る。

(1) Innovate MUSEUM事業 (302百万円)

① Museum DXの推進 60百万円

博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDXに効果的に取り組む館の事業を支援し、データの活用や業務フローの効率化を図る。

- 件数・単価：3件 × 20百万円

② 特色ある博物館の取組支援 200百万円

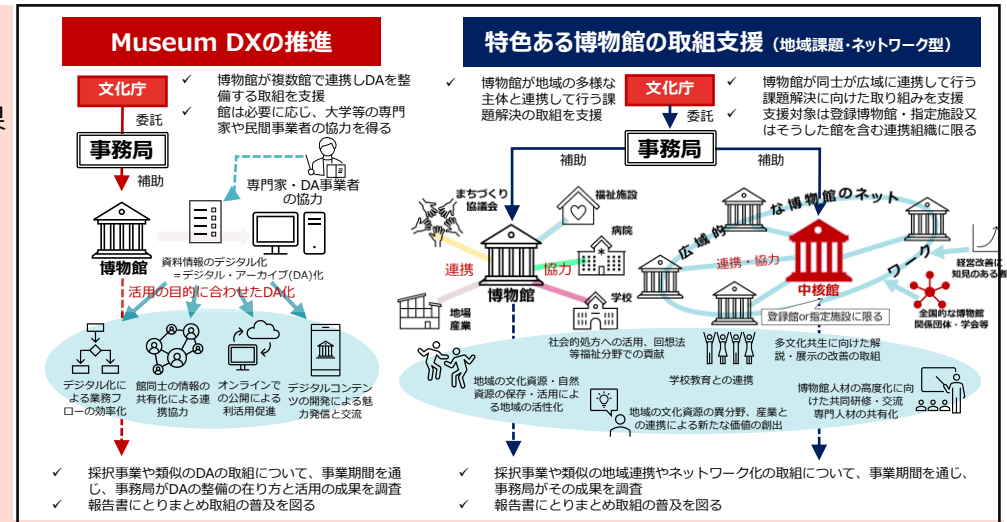
これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（地方創生、都市再生、人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。また令和6年度から新たに民間博物館の力を最大限に発揮した公益に資するための事業も支援する。

- 件数・単価：i) 地域課題型 20件 × 4百万円
- ii) ネットワーク型 5件 × 20百万円
- iii) 民間博物館活用型 2件 × 10百万円（新規）

(2) 新制度におけるミュージアム応援事業 (95百万円)

博物館法の改正を踏まえて、i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備、iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施など、博物館の活動を後押しする基盤を構築する。

- 件数・単価：i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション 2件 × 10百万円（組織改革・専門人材育成プログラムの開発・実証・派遣等）
- ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備 1件 × 18百万円（新制度に伴う相談業務等）
- iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施 55百万円（学芸員資格認定、国による学芸員研修等） 他



アウトプット(活動目標)

- 支援した博物館による課題解決や博物館の新たな価値創出の取組の数

令和4年	令和5年	令和6年
50	33	30

- 博物館人材養成・質の向上に資する研修等に参加する数

令和4年	令和5年	令和6年
430	430	430

短期アウトカム(成果目標)

初期（令和7年頃）
事業による取組への支援と横展開、博物館職員への研修を通じ、地域の主体や博物館同士の連携による課題解決や価値創出に取り組む博物館が増加。（達成度50%）

中期（令和10年頃）
登録博物館及び指定施設での取組の浸透。（達成度100%）

長期（令和15年頃）
登録・指定館が増加するとともに取組がさらに多くの館園に広がる。

長期アウトカム(成果目標)

博物館界全体に、課題解決に向けた地域等との連携や新たな価値創出の取組が浸透することで広く国民に博物館の社会的価値が認知される、

博物館の活動基盤が強化されることで、博物館がより充実したサービスを国民に提供し、もって国民の教養や創造活動に資することができるようになる「好循環」が形成される。

ミュージアムプロフェッション養成のための専門人材派遣事業

背景・課題

令和4年4月に約70年ぶりに改正された博物館法に関する議論では、ICTの発達普及を背景としたデジタルアーカイブの活用にあわせ、文化観光による文化資源の価値を深く理解する利用者の拡大等、利用者の裾野を広げながら国民の創造活動支援を行うことなど、地域の文化拠点として、多様化、高度化した新しい役割や機能が示された。しかしながら、これらの役割を果たすための技術や知識を持った人材の不足が大きな課題となっている。新しい取り組みを進めるための多様な専門人材（ミュージアムプロフェッション）の確保と学芸員の質の向上が求められる

事業内容

上記課題に対応する技術や知識を持った専門人材について、委託事務局でリスト化し、公募した博物館現場に派遣して下記いずれかの伴走支援を行う。

○ミュージアムプロフェッション養成のための専門人材派遣事業

・デジタルアーカイブ及びコンテンツ造成

博物館におけるデジタルアーカイブの作成やDXに資するような整備、資料の価値や魅力を伝えるためのコンテンツ造成などに取り組む現場を伴走支援するための専門人材（デジタルアーキビスト、コンテンツクリエイター等）を派遣する。

・展示や広報発信の改善

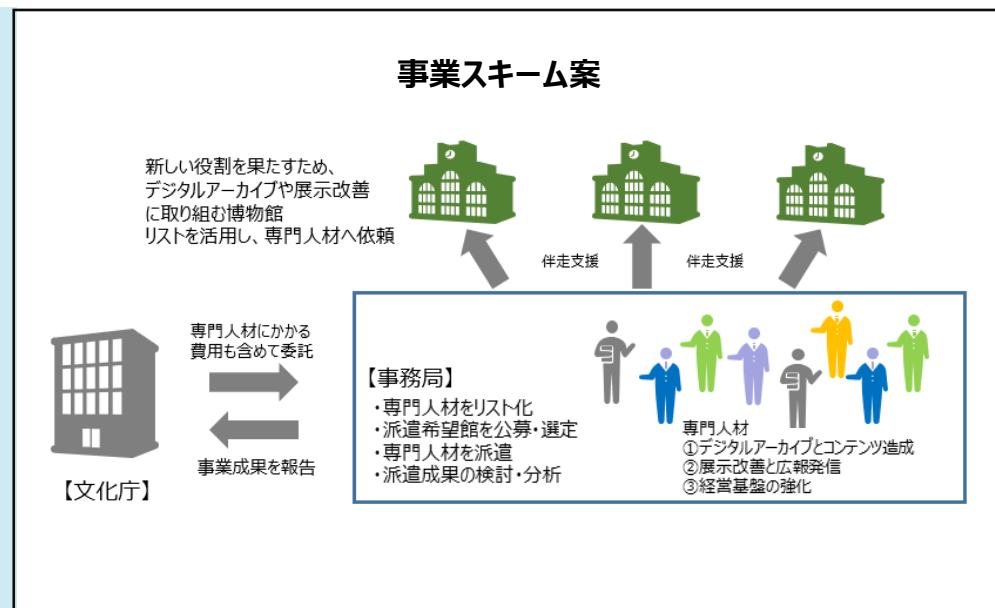
観光来訪者への対応や、これからの博物館に求められる社会的価値形成のための、楽しく理解を深めることができる展示や広報発信の改善を行うための専門人材（展示制作業者、広報人材、ライター、放送作家等）を派遣する。

・経営基盤の強化

博物館の経営基盤を強化するため、クラウドファンディングやメンバーシップなどのファンドレイジング活動を具体的に進めていくための専門人材（ファンドレイザー、マーケター等）を派遣する。

・博物館周辺人材活用

博物館等に長年勤めていた経験を有し、専門知識を持つ人材の活用促進のため、博物館現場とのマッチングを行い、専門人材として派遣する。



アウトプット(活動目標)

- 派遣した博物館の数

令和6年	令和7年	令和8年
80	120	160

- 登録した専門家数

令和6年	令和7年	令和8年
50人	80人	100人

アウトカム(成果目標)

(初期)

派遣事業により、デジタルアーカイブやコンテンツ造成、に取り組む博物館を増加させることで、博物館にデジタルでもアクセスできる環境を整備を促進するとともに、展示や広報発信を改善することで、インバウンドに資する観光客の満足度を向上させ、文化拠点としての機能強化も図る

(後期)

上記取組を行うことで、多様化、高度化した新しい役割を実行することができる専門性の高い学芸員を増加させる。

インパクト(国民・社会への影響)

博物館界全体に、デジタル技術や文化観光等の新たな価値創出の取組が浸透することで広く国民に博物館の社会的価値が認知される、

博物館への官民からの更なる支援につながり、博物館の活動基盤が強化されることで、博物館がより充実したサービスを国民に提供し、もって国民の教養や創造活動に資することができるようになる「好循環」が形成される。

令和6年度ミュージアム専門職員等在外派遣事業

博物館の学芸員等の国際的なネットワークの構築や我が国の博物館の国際プレゼンスの向上し、博物館の機能強化につなげる

◆派遣対象者

- ア 博物館に勤務する館長及び学芸員等の専門職員
- イ 大学等において博物館に関する科目を教育研究している職員

◆派遣内容

- ① 博物館に関する国際会議、学会、研究会での発表・研修・参加
- ② 海外の博物館等における調査・研究※

◆派遣期間

- ① 14日未満
- ② 短期：15日以上90日未満
長期：90日以上

◆成果報告・普及展開

派遣結果は、派遣報告書にまとめ、報告会でプレゼン発表

※文化庁が主催する各種博物館会議でのプレゼン発表、学術誌等への論文投稿（博物館研究等）において、積極的に事業の成果を発信いただく予定

※調査研究の例

- ・先進的なコレクションマネジメント、資料の在り方を活用した取組
- ・新しい鑑賞・体験モデルの構築等、デジタル技術を活用した取組
- ・学芸員の資質向上プログラムの研究開発
- ・観光振興に資する地域資源を活用した魅力向上の取組
- ・効果的な外部資金獲得、メンバーシップ等の導入



<https://icomjapan.org/updates/2022/09/14/p-3093/>
ICOMプラハ大会

- 日本には 1.2億人の市場があり、リスクを取って海外に打って出るインセンティブが生じにくいが、人口減少の中、このままでは高い成長潜在力を持つ コンテンツ市場の衰退の危機。
- 我が国の文化芸術の 海外展開を視野に入れた若手クリエイターやアーティスト等の挑戦支援、育成体制を強化するとともに、国内活動拠点として博物館・美術館、劇場等の文化施設が 新たな価値を付加できるよう機能強化し、若手クリエイター等を支える場として確立することが急務。

事業内容

次代を担うクリエイター・アーティストを育成するとともに、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代型の機能強化を、独立行政法人日本芸術文化振興会に設置する基金を活用して弾力的かつ複数年度にわたって支援する。

◆ クリエイター・アーティスト育成支援

- 2023年3月、岸田総理は、「広い意味での日本の誇るべきクリエイターへの支援を検討」することを表明。クリエイター等の挑戦を後押しするためには、企画から制作、国内外での展開まで一貫通貫した支援が重要。
- 新たな芸術の創造など我が国の芸術活動全体の活性化を促すとともに、コンテンツ産業の競争力強化に資するため、新たなビジネス展開も視野に クリエイター等を対象とした総合的な人材育成支援を行う。

世界に誇る我が国のマンガ、アニメ、音楽、現代アート、伝統芸能等をはじめとする次代を担うクリエイター等による作品や公演の企画・交渉・制作・発表・海外展開までの一体的な活動を、5年程度の活動目的の下で、3年程度弾力的かつ継続的に支援。（3年・45億）

【事業例】

- 国内外で活躍が期待される国際コンクール受賞者や、若手演奏家、実演家、脚本家、作曲・作詞家、プロデューサー等を起用し、世界的な活動実績を有する指導者等が若手を現場で育成しながら海外公演等の海外展開を行うプロジェクトを支援。国内外の主要な音楽祭や劇場等で活躍する人材を育成。
- 創作支援プログラムで育成した若手クリエイター等を対象に、海外での活躍実績等がある専門家等が、海外展開に向けたアドバイス、ノウハウの共有等のサポートを実施し、海外アートフェスティバル等へ出品・展示を支援。グローバルに活躍できる人材を育成。

◆ 文化施設による高付加価値化機能強化支援

- 博物館・美術館、劇場等の文化施設について、グローバルに通用するクリエイター・アーティスト等の育成の一環として、当該 クリエイター・アーティスト等の（国内における）活動の拠点かつ活動に対して新たな高い価値を付加する拠点としての機能を形成することを推進する。
- また、こうしたクリエイター・アーティスト等が生み出す作品を含めて、施設が持つ価値（コンテンツ）をデジタル・アーカイブ化等も行いつつ、世界に強力に発信し、価値を高めるとともに、そうした価値に受け手を惹きつけるための支援を行う。

次代を担うクリエイター・アーティストの国内における活動・発信拠点となるべく文化施設における発信力の強化（デジタル・アーカイブ化含む）、新たな高い価値を文化芸術活動に付加する取組について、5年程度の活動目的の下で、3年程度弾力的かつ継続的に支援。（3年・15億）

【事業例】

- クリエイター等の作品や関連資料等のデジタル・アーカイブ化
- デジタルコンテンツ活用やクリエイター等自身のパフォーマンス等による展覧会や公演含め施設の運営・機能強化
- デジタルコンテンツ活用型やクリエイター等自身のパフォーマンス等によるグローバルな発信等の支援

4. その他の事項について

4-1.

首長部局で従前から所管する施設を
登録する際の取扱いについて

検討事項

動物園や水族館のように、首長部局が従前から設置し所管している施設等についても、登録に当たって地教行法に基づき条例を制定する必要があるのか、地方公共団体等から問合せが寄せられている。

○令和4年の博物館法改正により、博物館の所管について規定していた旧第19条が削除されたことを受け、法改正時の公布通知において以下のとおり通知してきたところ。（下線は追記）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により、引き続き、公立博物館の所管は当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会に属すること。ただし、同法第23条第1項の規定に基づき、各地方公共団体の条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合は、地方公共団体の長の所管に属することとなること。このため、地方公共団体の長の所管に属する施設を公立博物館として取り扱うには、当該施設について、条例により、地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することを定める必要があること。」

○上記通知を踏まえ、首長部局が従前から設置し所管している施設が新たに博物館として博物館法による登録を受けようとする場合、所管を変更して地方公共団体の教育委員会の所管とするか、あるいは地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第23条第1項の職務権限の特例に関する条例を定める必要があるのかとの問合せが寄せられている。

首長部局で所管する施設を登録する際の取扱いについて②

動物園・水族館等の現状

○現状、動物園や水族館は、公園施設として首長部局の公園課や土木課などで設置・所管されている例が多い。

所管別博物館相当施設数（公立のみ）

区分	計			都道府県		市（区）	
	計	教育委員会	地方公共団体の長	教育委員会	地方公共団体の長	教育委員会	地方公共団体の長
動物園	24	1	23	—	6	1	17
植物園	5	—	5	—	2	—	3
動植物園	4	—	4	—	—	—	4
水族館	14	—	14	—	6	—	7

所管別博物館類似施設数（公立のみ）

区分	計			都道府県		市（区）	
	計	教育委員会	地方公共団体の長	教育委員会	地方公共団体の長	教育委員会	地方公共団体の長
動物園	50	4	46	—	7	3	39
植物園	73	4	69	—	22	2	42
動植物園	14	4	10	—	2	1	7
水族館	31	2	29	—	7	2	14

（出典）令和3年度社会教育統計

考え方の整理

○地方公共団体が設置する施設について、当該地方公共団体のいずれの部局が所管するかは、当該施設の目的・性質や事業内容に照らし、関連法令に基づいて当該地方公共団体において適切に判断されるものである。これを踏まえ、以下の通り考え方を整理する。

- ・ 登録をしようとする施設の目的・性質や事業内容に特段の変更がないのであれば、登録を受けるとのみをもって、教育委員会への所管替えや地教行法第23条第1項に基づく職務権限特例の条例の制定を要するものではない。
- ・ 登録を受けるに当たって、当該施設の目的や事業内容も含めて見直しを行った場合には、見直し後の当該施設の目的・性質や事業内容、地教行法の規定を踏まえて改めて検討し、必要があれば所管替えや条例制定など適切に対応する。
- ・ 上記を踏まえて引き続き首長部局が所管する場合であっても、もとより当該施設が社会教育や文化に関連する事業を行うに当たっては、社会教育・文化全体に係る施策との一体性や学校教育との連携などに十分に配慮し、教育委員会が積極的な役割を果たすことが望まれる。

4-2.
登録制度の広報・プロモーションについて

ロゴマークを活用した広報と「国際博物館の日」について

<国際博物館の日について>

ICOMが5月18日を「国際博物館の日」と定めており、全世界で様々な記念事業が実施されているところ。これまでも、日本博物館協会が記念事業への参加を全国の博物館に呼びかけてきた。

<本年度実施に向けて(文化庁の取組)>

- ・「国際博物館の日」に向けてロゴマークを発表
- ・各博物館にプレート・認定証・使用マニュアル等を配布

(準備状況)

- ・日本博物館協会、全国美術館会議、日本動物園水族館協会などにロゴマークの周知等に係る協力を要請
- ・各博物館にプレート・認定証の配布について連絡、「国際博物館の日」イベント等の実施について協力を要請



2023年度国際博物館の日のポスター

* 今年度は日博協が5月19日に奈良で「国際博物館の日シンポジウム」を開催予定

4-3.
文化審議会への報告（審議状況と今後の検討事項）と次期部会について

博物館部会(第5期)における審議状況と今後の検討事項(案)

1. これまでの審議状況

- 人材確保の方策や資質向上を含む学芸員の在り方や、国立・公立・私立博物館の連携や外部資源の獲得を含む博物館の機能強化に関して審議を行った。また、能登半島地震への対応や、登録制度の周知に向けた方法について審議を行った。
- 学芸員の在り方に関する審議の一環として、令和4年4月に公布された改正博物館法を踏まえ、「大学における学芸員養成課程の科目のねらいと内容について」及び「博物館実習ガイドライン」の改正案文について審議を行った。

・第1回(令和5年8月25日)

- (1) 部会長の選任等
- (2) 学芸員の在り方について
- (3) 登録制度の広報・プロモーションについて

・第2回(令和6年1月11日)

- (1) 部会員の追加について
- (2) 博物館の機能強化について
- (3) 学芸員の在り方について
- (4) 登録制度の広報・プロモーションについて

・第3回(令和6年3月25日)

- (1) 能登半島地震への対応について
- (2) 令和6年度予算について
- (3) 学芸員の在り方について

2. 今後の検討事項

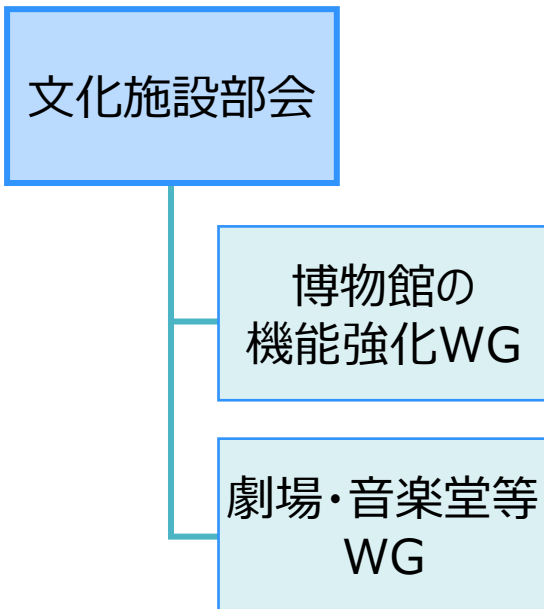
- 博物館の機能強化について(「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成23年文部科学省告示第165号)を含む)
- 学芸員を含む人材養成について
- 登録制度の広報・プロモーションについて

文化施設部会への改組について（案）

- ◆ これまで第5期博物館部会において、博物館における外部資源の獲得、博物館間の連携等について議論を行ってきたが、引き続き、博物館の機能強化等について議論を継続することが必要。
- ◆ 劇場・音楽堂等については、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行から10年経過し、これまでの取組成果を検証しつつ、今後10年間を見据えながら、劇場・音楽堂等が、①地域の核として、②世界に響く芸術の拠点として、資するよう、場としての運営強化や、場で取り込まれる舞台芸術活動等の強化について検討することが必要。



<R6年度の部会の構成（案）>



- 劇場・音楽堂等を含めた文化施設の機能強化を検討するため、R6年度より、博物館部会を文化施設部会に改組する。
- 文化施設部会に、博物館の機能強化に関するワーキンググループを設置し、博物館の運営の在り方や「博物館の設置及び運営上の望ましい基準（告示）」等を検討する。
- 劇場・音楽堂等についてワーキンググループを設置し、活性化支援施策や「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（告示）」の見直し等について検討する。